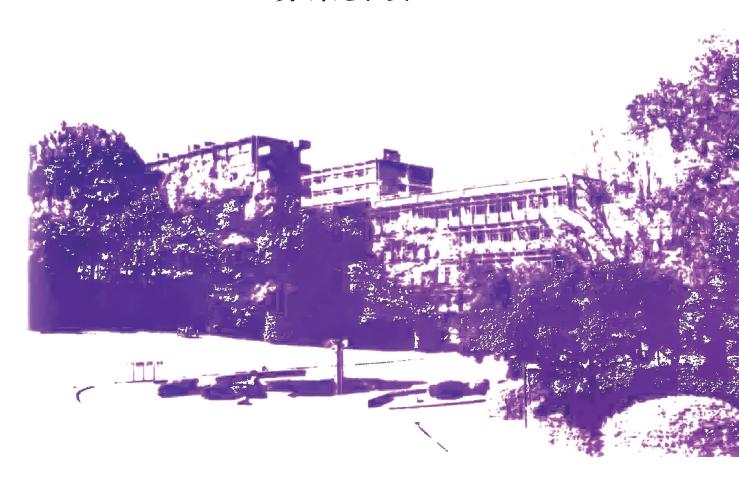
2023年度

めざせ! スペシャリスト

法職特別課外講座案内 募集要項



南山大学法学部

目 次

| I. はじめに | 1 |
|------------------------------------|----|
| Ⅱ.合格体験記 | |
| 1. 司法試験合格者 | 2 |
| Ⅲ.募集要項 | |
| 1. 全体の概要 | 12 |
| 2. 申込方法 | 12 |
| 3. その他 | 13 |
| 4. 学年別各コース案内 | 14 |
| (1) 1年次生向けコースの案内 | |
| (2) 2 年次生・ 3 年次生向けコースの案内 | |
| | |
| IV. 主要試験案内 ······ | 18 |
| 1. 将来の職業として | 18 |
| (1) 司法試験 | |
| (2) 国家公務員 | |
| (3) 労働基準監督官 | |
| (4) 裁判所職員採用総合職試験(裁判所事務官・家庭裁判所調査官補) | |
| (5) 裁判所職員採用一般職試験(裁判所事務官) | |
| (6) 愛知県職員採用候補者試験(行政職) | |
| (7) 名古屋市職員採用試験(行政一般、法律職など) | |
| (8) 国家公務員試験採用情報 | |
| 2. 在学中に受験可能な「資格試験」として | 20 |
| (1) 司法書士試験 | |
| (2) 行政書士試験 | |
| (3) 宅地建物取引士資格試験(宅建試験) | |
| (4) 社会保险労務士(社労士)試験 | |

I. は じ め に



南山大学法学部の教育は、「人間の尊厳のために」をベースにした倫理観・世界観のもと、 法律学の基礎的素養を習得し、現代社会において生じる様々な問題を的確に理解・把握する 能力、またそれらの問題を整理・分析し、適切な対応で解決する能力の育成を目的としてい ます。さらに、体系的、系統的かつ多面的に「法と法律」を学び、確かな法的スキルと「人 間の尊厳」に裏打ちされた人権センス、そして多元的、複眼的な視点から問題状況を把握で きるバランス感覚を身につけさせることも目指しています。

現在の世界を見渡すと、新型コロナウィルス感染症がいまだ収束しない中で、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻があり、政治・経済のあらゆる分野で人々の生活に大きな影響を与えています。平和の実現のために必要なことは、「世界の隅々にまで、力によらない正義(主観的正しさ=権利と、客観的正しさ=法)とがゆきわたること、人間の尊厳が尊重されること」(芹田健太郎「ロシアのウクライナに対する『特別軍事作戦』をめぐって」国際人権 33 号 (2022年))です。その意味でも、国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能でよりよい世界を目指す国際目標 (SDGs)」は、貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、人類が直面しているグローバルな諸課題の解決のための目標として、日本でも政府から民間企業までこれらの課題に取り組んでいることは希望であると思います。

このような現代社会において、法学の専門的知識を身につけ、司法試験をはじめとする各種国家試験や公務員試験、さらには行政書士や宅地建物取引士などの資格試験に合格し、社会に出てから専門家として活躍することも、皆さんの人生の選択肢となり得ます。私たち法職特別課外講座委員会は、将来、法律関係の職を目指し、その道のスペシャリストたらんとする学生の皆さんを支え、積極的にお手伝いします。本パンフレット記載の南山大学法科大学院修了生の司法試験合格体験記も是非ご覧ください。

今日、法学諸分野における理論的な深まりや広がりは目覚ましいものがあり、講義を一度 受ければすべての内容を理解できるという状況にはありません。そこで法職特別課外講座 は有用な役割を果たしています。授業のわからないところをきちんと理解したいと考えて いる皆さんにとっては、学部の講義の拡張・補充、予習・復習といった十分な効用を提供し ます。また、法学検定試験や各種試験の合格を目指している皆さんにとっては、自らの勉学 を効率的に、その理解をさらに深めてくれる制度として本講座は有用です。

本講座の担当には、本学法学部や法科大学院の教員、あるいは資格を有する専門家等があたります。各開講科目の内容やレベルについて説明文をよく読んで、皆さんが自らの関心・ 学力に合わせて、適切な開講科目を選択し、積極的に本講座を利用されることをお薦めします。

法職特別課題講座委員会



II. 合格体験記

司法試験合格体験記

加田 千捺

1. 弁護士を目指した動機

私が高校生の頃、警察の活動に密着した番組が好きでよく見ていました。警察官の活躍を 目にするうち、私も市民の安全を守る存在になりたい、それならば唯一の起訴権限を持つ検 察官になりたいと思うようになり、南山大学の法学部法律学科に入学しました。

しかし、南山大学で法律の勉強をする中で、私自身が思い描いていた検察官の像に違和感を感じたこと、裁判傍聴で初めて目にした女性検察官が非常に強い口調で私には向いていないのではないかと感じたことから、2年次の時点で既に検察官を目指したいという気持ちが消えていました。その後は、宅地建物取引士の資格試験や法学検定試験を受けたり、南山大学の海外法文化研修や就活に向けたセミナーに参加したり等、自己の将来を模索していた期間が非常に長かったように思います。

就職活動をする時期が近づく中、法曹のうち弁護士には受任義務がないことを知り、弁護士であれば自分の信念に従って仕事ができるのではないかとの思いに至り、法科大学院へ進学することを決意しました。加えて、私の父が自営業をしており、その関係で幼い頃から会社を経営する方と接したり良くして頂いたりする機会が多くあったことから、法律の専門家としてそのような方々の力になれる存在になりたいと思ったことも、弁護士を目指した大きな理由の一つです。

2. 南山大学での生活

前述したように、私は法曹になりたいとの志を在学中常に有していた訳ではありません。 きちんと時間を取って勉強をするのは本当に定期試験前くらいで、バイトや友人との遊び、 スポーツやサークル活動など充実した楽しい大学生活を送っていたと思います。

ただ、両親に大学に通わせてもらっている以上、ある程度の知識は身につけて卒業しなければならないと思っていたため、大学の講義には必ず出席をし、万が一欠席した場合には友人にレジュメやノートを見せてもらう等のフォローをしていました。また、民法、行政法、刑法、刑事訴訟法と様々なゼミに所属し、できる限り多くの法律科目に触れるよう意識していました。

3. 南山大学法科大学院での生活

大学院在学中は、進級できないことへの不安から、授業の予習・復習や課題、期末試験対策に追われていました。結果的に、真面目に取り組んでいる学生は、ほぼ問題なく進級できていたので、過剰に心配する必要はないように思います。また、大学院の授業や試験は、司法試験に直結する部分も当然ありますが、そうでない部分も少なくありません。私は、司法試験対策とうまく両立することができなかったので、後述するように時間が足りず、計画した勉強を試験当日までに終わらせることができませんでした。

大学院修了後について、元々勉強がそれほど好きなわけではなく、試験前などの追い詰められた状況でない限り、誘惑に負けて自宅で集中して勉強をすることができないことが多々ありました。そのため、どれだけ気分が乗らない日であっても必ず大学院の研究室に行くようにし、強制的に勉強する環境に身を置いていました。

なお、院2年次までは、週に1度ほど家庭教師のアルバイトをしていました。勉強中のお やつや飲み物を購入するというちょっとした楽しみができた上、何よりも大学院以外の人 と関わることで勉強の息抜きにもなったので、アルバイトをしてよかったと思っています。

4. 試験当日までの勉強

一元化の教材について、初めは辰巳法律研究所が出版する『趣旨・規範ハンドブック』に 加筆や訂正をする形を取っていましたが、その量が膨大で書ききれないと思うようになり、 途中からまとめノートを自作するようになりました。まとめノートは、民法と選択科目以外 は作成し、過去問を解きながら常に内容を見直し・変更していました。

論文試験の対策は、ほぼ司法試験の過去問のみで、他の演習本等はあまりやれていません。私は、過去問を解く際に不安症な性格も相まって細かいところまで気にし、一つ一つの過去問を解くのにかなりの時間をかけてしまっていました。このままでは、司法試験の問題の感覚を掴むことが全くできないまま試験に挑むことになるという危機感から、とにかく過去問を回すことを第一とする方針に切り替えました。切り替えた時期が遅く、各科目 10年分やれたかやれていないかぐらいで、全年度の過去問をやることはできませんでしたが、勇気を持って切り替えたことが今回合格できた一番の理由だと思っています。

短答試験の対策は、辰巳法律研究所が出版する『短答過去問パーフェクト』で行いました。 他の書籍に比べ解説が詳細で非常に長いこと、理由付けまで頭に入れようとしていたこと から、一周こなすだけでもかなりの時間がかかりました。ただ、理由付けまで理解しておく ことで、未知の問題でもそこから派生して答えを出せましたし、実際に短答では8割の点数 を取れたため、私にはこの勉強方法が合っていたのだと思います。

5. 最後に

私は、中学受験では頑張りきれず地元の学校に進学し、高校受験では必死で勉強したものの第一志望の高校に合格することができず、大学受験では自暴自棄になり挑戦すらすることなく推薦を選びました。このように、受験というものを通じてすっかり自信を喪失していたところ、人生の最後くらい逃げずに本気でやりたいことに立ち向かいたいという思いで司法試験の受験を決断しました。大学院在学中も、自分の出来の悪さに落ち込み、やはり私などが弁護士を目指してはいけなかったのだと思うこともありましたが、無事合格することができ、もう少し自分を認めてあげてもよいのではないかと思えるようになりました。

もし、皆さんの中で、司法試験に挑むことに悩まれている方がいらっしゃいましたら、私 の体験がほんの少しでも背中を押すきっかけになれば幸いです。

1 法曹を目指した動機

世の中には、社会的な上下関係、貧困、無知などから自分の身に降りかかった「火の粉」 を自ら振り払うことができない人がいるということを知った。その時、何とも言えない不条 理を感じ、当事者に代わって「火の粉」を振り払うことができないものかと考えた。

降りかかる「火の粉」を振り払うことができるのは「法」である。「法」は、地位や富や 教養などに関係なく等しく適用される。法を正しく用いれば、「火の粉」つまり社会に存在 する不条理はなくなるはずである。

ならば、法を専門的に扱うことのできる資格者である法曹になるのが良いであろうと考えた。

2 南山大学法科大学院での生活

既修者として入学したので、法律知識の習得というよりも、その使い方を判例演習の授業を通じて学んでいった。特に研究者教員からは、問題の根本をお聞きすることができ、問題の理解に非常に役に立った。実務家教員からは、実際の運用などの実用的な知識をお聞きできた点が良かった。両方なければ、正しい「法の運用」にはならない。

司法試験対策としては、合格された先輩の助言を受けるためにアドバイザー制度を利用 して過去問の答案を書いていた。一年、二年前までは司法試験受験生であった方の生の体験 談は実践的であり大変貴重な情報であった。是非とも活用して欲しい。

3 法科大学院を修了してから

当初は、自習室で勉強していた。自習室には、午前 10 時ころに入り、午後 7 時くらいまではそこで勉強していた。大学院には、仲間がいるので、分からないところを聞いたり、雑談して気を紛らわせたりすることができるのは利点である。また、自習室には歴代の先輩が残していかれた基本書、参考書、過去問検討本などがあり大変役に立った。

その後、家庭の事情があり自習室に通うことができなくなって自宅での学習に切り替えた。当初集中できるか不安はあった。しかし、場所はどこでも構わないと思う。勉強の内容を確保できれば良いので、毎日きっちり登校するもよし、図書館に行くもよし、スタバでコーヒー飲みながらでもよし、こだわる必要はない。逆にどこででもいつでも勉強できる能力は役に立つと思う。短時間で集中するのが、一番効率があがると思う。

勉強する場所には、其々に一長一短はあり、工夫次第で能率を上げることはできる。

4 勉強法

(1) 不合格の期間

知識を正確に覚えようと考えて、各科目演習本を検討して出てきた知識を覚えた。知識とは、定義、趣旨、判例の規範をいう。特に判例が一般的な要件を解釈している部分について



は、要件となる事実と考慮要素を覚えていった。

過去問検討(平成26年以降の全科目)もやったが、「採点実感」は要求が高すぎて参考にできないと思い中途半端な検討に終わっていた。今思えば、過去問検討をしっかりやるべきだったと思う。やりかた、なぜやるのかを見いだせなかったのは非常に悔いが残る。

この期間は「知識」を「覚える」ことが中心の勉強であったといえる。言い換えると「知識」と「事実」の結びつきが欠けていたと思う。

この勉強で、合格まであと 10 点のところまでいっているので、このまま合格するであろうと思っていた。さらに精度を上げることを目指していた。もっとも、「何かが足りない」という不安もあった(この不安はのちに的中し、さんざん悩まされることになる)。

(2) 合格した年

まず、これまでで一番勉強できなかったことは特記したい。精神的に追い詰められていたのと、敗因分析が妥当なのか、全く自信がなかったためである。

二年連続の「あと 10 点」落ち。自分に何が足りないのか冷静に考えた。知識の不足ではないことはわかった。点を採れていない原因はなんだと考えると、論点落ち、論点のズレであると判明した。

それまでも、模試などでは論点落ちを指摘されることもあったので意識はしていた。それを知識不足からくるものと思い、知識の習得にいそしんでいた。また、本試験の再現答案を書いてなかった点も敗因分析の不徹底に繋がったかもしれない。

なぜ論点落ちをしているのか、本試験で使った問題文を見ながら「この事実からこの論点を出した」「この事実を読み落としたからこの論点に気付けなかった」と検証をしてみた。 科目も通数も多くはない。そうすると、自分の性格に起因する読み癖というか、事実の見落としや曲解などが発見された。さらに、知識があることで「あの論点だろう」と先入観でみてしまい、特殊事情に気付けない。「これで落ちている」と実感した。今まで原因不明で落ちていたのが、原因がなんとなくわかったことで安心もでき、希望も出た。これを克服すれば何とかなる。とはいえ不安ばかりが頭をもたげ、かなりしんどかった。結果的には、この課題を克服しきれないまま合格した。しかし、部分的には克服したことで点数が伸びたと思う。私にとっての合格法は、事実を正確に読み込み、知識に結びつけるという作業をすることであった。

5 最後に

自分を知る事(合格に何が足りないか)、試験で要求されている事を知る事(かなり難しいが)が重要。「合格者がやったこと」だからといって自分の「得点をあげる勉強」になっているかは疑問がある。

試験で要求されたものに対して「自分の」何が足りていないかを「正しく把握」することが必要であると思う。知識なのか論述方法なのか、問題文の読み込みが足りないのか、緊張しすぎ、しなさ過ぎ、筆記具があっていないとか。

敗因分析を「具体的に」行えば自ずと対策も思い浮かぶのではないだろうか。

1 司法試験受験の動機

私は、大学では医学部保健学科を専攻し、がんの専門病院で放射線技師として勤務してきました。ご高齢の患者さんのみならず、同年代の患者さんとも多く関わり合う機会があり、そのなかで自己の人生観が変わってきました。その中で法律という全く勉強をしたことがない分野に思い切って挑戦しようと思い、南山大学標準就業コースに入学しました。

2 南山大学法科大学院での生活

私は、法学部出身ではなく、六法を開いてみたこともなく、法的三段論法も知りませんでした。標準就業コースに入学をしましたが、私以外の学生は法学部出身でしたので、基礎から行う授業でも他の学生についていくことが大変でした。

2年次では、コロナ禍で通学ではなくオンラインでの授業形式となるという、例年とは 異なる授業スタイルとなりました。対面での授業ではないことによって、不都合も生じま したが、移動時間が節約されることによって勉強時間の確保という点ではメリットもあっ たと思います。

南山大学法科大学院では、学生に研究室が与えられます。私は、もともと自宅では勉強できない性格でしたので、研究室で勉強をすることが多かったです。研究室で集中できないときは図書室で勉強をするようにしていました。

3 合格に向けての勉強法

法科大学院入学当初から他の学生に大きく後れをとっていることを痛感し、また時間も有限であることから、どのように勉強をすることが効率的であり、3年間で法科大学院を修了することや司法試験に合格することができるのかについて、1年次から試行錯誤をしてきました。今となっては、1年次からどの方法が自分に適しているのかを検討し、実践してきたことが、3年間で修了することや1回目での司法試験合格に大きくつながったと思います。そのなかで、一番実践して効果があったと思うことは、基礎学習の繰り返しです。

まず、教科書等についてですが、授業で用いられる教科書等は、標準的な法科大学院生に適しています。しかし、私は、法律について全く勉強をしたことがなかったので、指定の教科書は私には難しく、学部生が1年目に用いるような基礎的な本から勉強を始めました。また、答案を書く上では、問題点の指摘や判例の理解が必要ですが、教科書のみではそれらについて意識をすることなく、ただ読み進めてしまい、全く答案を書けないという事態に陥っていました。そこで、基礎的な問題集を並行してして、教科書を読むことで、問題点やポイントを理解するように努めていました。

次に、基礎固めのために1年生で履修をした基礎科目を聴講生として再度履修をしました。 聴講をすることによって、よく理解ができていない点や理解をしたと思い込んでいた



点を発見することができました。新たな科目や知識を入れると基本の考えや知識を忘れて しまいますが、聴講をすることによって、忘れていたものを思い出すことができました。 それは論文式だけではなく、短答式にも貢献したと思います。

答案の書き方については、先生方に確認をしていただくことや、合格者の答案を参考にすること、アドバイザー制度を利用することで、改善することに努めてきました。自己流になってしまう前に、法的三段論法を意識した論述の指導を受けていたことが、論述式の答案作成の基礎を構築に貢献したと思います。

最後に過去問についてですが、私は2年次の春休みから開始しました。当初は全く解けず、1 間に1日かかっているという状況でした。3年次前期は、卒業に必要な単位の取得もあり、過去問はアドバイザーへの提出分しかすることもできず、復習も充分できないという状況でした。本格的に過去問を開始したのは、夏の集中講義終了後でした。2年次の夏休みに1間でも過去問に挑戦をしていれば、もっと早く自分が苦手とする科目や部分の勉強の必要性に気付くことができただろうと思っています。

4 最後に

私は、無理をして背伸びをすることなく、基礎からきちんと勉強をしてきたことが、3年間での修了と1回目での司法試験の合格に貢献したと思います。司法試験合格のための勉強法やツールについては、アドバイザーの先生、合格者の体験談やネット上でたくさん知ることができると思います。様々な意見を直ちに否定することなく、自分の性格に合っているか、勉強の不足部分を補ってくれるかどうかを検討し、それらを柔軟に取り入れることが大切であると思います。

私の体験記が司法試験を目指す方の参考になれば幸いです。

1 法曹を目指したきっかけ

私は、一度社会人を経て南山大学法科大学院に入学しました。大学生時代は法学部にいて、何となく弁護士はかっこいいと考えていましたが、勉強はできずそのまま就職しました。しかし、人生の転機がおとずれ、司法試験にチャレンジすることにしました。

2 勉強方法

初めに、私がした勉強法をざっくり紹介します。まず、基本書を読みました。憲法は『基本憲法』、行政法は『基本行政法』、刑法は『基本刑法 I・II』、刑事訴訟法は『基本刑事訴訟法 I・II』、民事訴訟法は『基礎からわかる民事訴訟法』、民法は『民法の基礎 1・2』、『担保物権法』(松井先生)、『試験対策講座 債権総論』(伊藤塾)、『債権各論』(潮見先生)、『不法行為法』(潮見先生)、『リーガルクエスト 会社法』を読みました。そして読んだ後、過去問を解きました。初めて過去問を解いたとき、全く書けませんでした。その時にとても絶望したことを、今でも鮮明に思い出せます。その後、答案を書いた後、いい答案の再現答案を読んだり、逆に点数の低い再現答案を読んでいい答案と比べてなぜ悪い評価なのかを考えたりしました。また、採点実感や出題の趣旨を読んだりしました。そこからいい答案を書くために何が必要か考え、また、基本書や判例百選を読むようにしました。ざっくりと説明するとこういった方法で勉強を進めていました。

以下、勉強方法について個人的に重要だと思った点を述べます。司法試験に合格するためには、苦手を作らないことが重要だと思います。100点満点中50点を全科目とれれば受かる試験だと思いますので、50点→70点を目指すのではなく、全科目30点→50点にしていく勉強が合格の近道です。なぜなら30点→50点の方が簡単だからです。ただ、苦手科目の学習は心理的にハードルが高いと思います。しかし、つらいことが往々にして自分の成長につながっています。ですから、学校の授業の予習とは別に自分の苦手分野を積極的に勉強していくことが重要です。私は、刑法が苦手だったため、授業とは別に教科書や百選を読んで勉強を進めていました。また、夏休みは授業がないのでその時期に、自分の苦手分野の学習計画を立て苦手をつぶすといいです。

司法試験は、答案を書くことが重要です。司法試験の試験時間一科目は2時間で8枚の答案用紙が配られるので、書くスピードも大切になります。そこで、日ごろから手書き答案を書き、早くそれなりに読みやすい字で書くことが重要になると思います。私は、フル起案全科目(選択科目は除く)を8年分はしました。始めはつらいですが、慣れるとコツをつかんで早く書けるようになります。

また、本番を意識して問題を解く手順を確立することが、司法試験本番に焦らないコツだと思います。私は、まず問いを読む→問題文を読んで論点を見つけ、重要な事実に線を引きます。ここで、結論を強化する事情を+、結論を弱める事情を-とマークして問題文の事情に線を引きます。そうすると、事実を落とさず論じることができます。そして、答案用紙に

論述するという手順を確立しました。

司法試験は覚えることが多いので、まとめノートを作る人が多いです。私は、一からまとめノートを作る時間がなかったので、判例百選をまとめノート替わりに使用していました。百選の解説は解りやすいものが多く、条文の趣旨や、関連する判例の紹介もあるので、重要な箇所に線を引き、記憶の喚起をするものとして使用していました。百選は字が小さく文字も多いので、始めは読むことに抵抗がありましたが、読んでみると内容が素晴らしいので読むことをお勧めします。

3 リフレッシュ方法

私は、外に遊びに行くと罪悪感があったので、勉強する環境を整えるという意味で部屋の 掃除をしてリフレッシュしていました。また、猫を飼っているので、猫の毛の手入れをした りおやつをあげたりして気持ちを和ませていました。猫は本当に可愛くていつも私を癒し てくれたので、猫も司法試験合格の一助になっています。深夜に勉強すると眠れなくなるの で、夜は YOUTUBE を見たりもしました。世界一周の動画などを見て、司法試験合格後、 旅行に行こう等と考え辛い気持ちを紛らわせていました。

4 メンタルやモチベーションの保ち方

司法試験は、難関の試験であるためかかるストレスやプレッシャーが大きいと思います。私は、絶対に1回目で合格すると自分に誓って法科大学院に入学しました。自分に負荷をかけることで1日を大切に勉強して過ごすことができました。しかし、既習2年時に履修登録を間違えて司法試験を出願したにもかかわらず、法科大学院を留年してしまい、司法試験を受けることができませんでした。その時期が法科大学院時代で一番つらく、メンタルを保つことが難しかったように記憶しています。そこで、たくさん勉強しなければ落ちるという不安からくる勉強へのモチベーションから、法律を楽しむというモチベーションへシフトしました。そこから精神的負担が一気に減り精神的に安定して勉強することができるようになりました。メンタルやモチベーションの保ち方は人それぞれですが、自分に合ったものを見つけ安定的に勉強できる精神状態を作ることが合格へ近づく道だと思います。

5 法曹としての志

長い勉強期間を終え周りの人に支えられながら、ようやく法律家としてのスタートラインに立つことができました。受験生時代は、自分が合格するためだけに生活していました。ですから、これからは人の役に立つような仕事をして社会に貢献していきます。また、受験生時代に感じた不安な気持ちやストレスを忘れずに、困った人の気持ちに寄り添って、いい問題解決ができる法律家になれるよう精進して参ります。

1 司法試験受験の動機

私が、司法試験を受験するためにロースクールへ進学することを考えたのは、大学3年生で就活が始まろうという時期でした。法学部に進学した動機は、生活に役に立つ知識を得られるという漠然としたイメージからでしたが、実際の学部生活では遊びやアルバイトに明け暮れ、勉強には特に熱心というわけではありませんでした。就活に向けて周りの友人が準備を始めるのを横目に、私は、法学部に進学したにもかかわらず、持っている知識だけでは実際に問題を解決することができないということを経験し、せっかく法律の入り口に立ったのだから、法律を用いて実際に問題を解決できるようになりたいと思いました。そこで、司法試験の受験を決意しました。

2 南山大学法科大学院での生活

私は、大学卒業後、2015年に南山大学法科大学院未修コースへ進学しました。しかし、入学後すぐに体調を崩し休学をし、留年もあり、未修コース3年を遥かに超える6年間を南山大学法科大学院で過ごし、2021年にようやく修了することができました。

南山大学法科大学院の授業は、学部の頃と比べてレベルも高く、1年目はついていくこともままならず苦労しました。また、病気もあって出席要件を満たすことができませんでした。しかし、指導担当の教授が常に気にかけて下さって、体調や休学の手続きについても手厚くフォローしてくださいました。その後、体調も回復し、復学したのちには、成績優秀者向けの奨学金を頂く機会にも恵まれました。そして、南山大学法科大学院への入学以前は、法学部出身であるにもかかわらず、ほとんど法律の知識がなく、「占有改定」の意味すら曖昧だった私でも、南山大学法科大学院での授業やアドバイザー制度のお陰で大きく成長することができました。

南山大学法科大学院で、特に印象に残っているカリキュラムは2年次に開講されるエクスターンシップです。エクスターンシップは、実際に法律事務所で2週間、実務家の先生の間近で実際の弁護士の仕事を見ることができる大変貴重な機会です。私は、それまでのアルバイト経験から労働者側についてばかり関心を向けていました。派遣先の事務所では使用者側の視点からの労働問題を見ることで視野を広げることができました。今まで自分の人生経験からだけでは知ることのできない世界を見ることができて大変勉強になりました。これは南山大学法科大学院ならではの経験だったと思います。

最終学年ではコロナ禍に見舞われ授業が全てオンラインになりました。しかし、私にとって、オンライン授業で通学時間がなくなり、授業によっては膨大なレジュメが画面共有されることによりどの箇所の説明なのか迷子になることも減り、授業の聞き逃しが減る等良い一面もありました。

3 司法試験受験から合格まで

私は、卒業後、1回目の試験で合格できず、2回目の受験をしました。コロナ禍のオンライン 授業で身についた生活習慣を継続することで、生活リズムも崩れず、良い状態で 2回目の試験 当日を迎えることができました。

(1) 1回目の受験

試験直前の 1 ヶ月は緊張と不安で勉強が何も手につかなくなり、勉強が全くできませんでした。試験 1 週間前になって、短答だけは最低限突破して論文の採点をしてもらいたいという気持ちで苦手な短答民法に取り組みました。試験後、手応えは全くなく、短答不合格の場合に備え(論文の採点がされず成績が返ってこない)、可能な限り再現答案を作成しました。ZOOMで、先輩弁護士や合格者の方に答案を見てもらって意見交換をしました。司法試験の結果は、学校の評価や自己評価と異なり、得意科目の評価が芳しくない、書けたと思った科目の評価が低い等の発見がありました。論文成績評価を見ることは次回受験に向けてとても参考になるため、短答試験の突破は非常に重要だと感じました。

(2) 2回目の受験

1回目の受験では、会社法が5段階評価のうち最低評価でした。しかし、会社法は、刑事訴訟法、行政法と同様、受験生が苦手意識を持ちやすくかつ出題分野に偏りがある科目であると感じたので、集中して取り組むことで確実に評価を上げることができると考えました。実際、直前期に演習本を比較的時間をかけて読み込んだ行政法と刑事訴訟法の成績は良かったため、会社法も同様の方法で取り組むことにしました。

また、1回目の経験から、直前期は精神的に辛く集中力が落ちることがわかったので、直前期には、暗記用のノートを眺める程度の勉強ができるように準備することにしました。その他に、苦手意識がないのに評価の伸びなかった科目を伸ばすこと、良い評価を得られた刑訴と行政法の評価を下げないこと、最低評価の科目をなくすことを意識しました。

そして、自分がどれだけ勉強したかの量を見えるようにして安心するために、手帳に勉強した 科目や過去問の年次を記録しました。これは、月に3日ほどの体調不良があっても、数ヶ月とい う単位で見ればよく勉強していると感じることができて精神の安定に繋がりました。

最終的に、苦手な短答の成績は期待したほど伸びず、昨年良い評価を得た科目も今年はそこまで伸びませんでした。しかし、伸ばすと決めた会社法では最高評価を得ることができて、この点が合格に結びついたと思っています。

4 最後に

在学期間が想定を超えて長期化し、学外の友人との人生経験の差に焦りを感じることもありました。しかし、順風満帆というわけにはいかないながらも、自分のやりたいことを貫き、紆余曲折した結果、司法試験受験を志した当初では、想像もしなかった喜びを感じることができました。

司法試験受験は、勉強が得意、あるいは自信のある人が多い世界です。その中で、私は自覚している以上に体力がなく、また神経質であるため、長時間の勉強や大量の勉強には適応できませんでした。それでも、自分にできないことはできないと受け入れた上で、できることで勝負し、伸ばせる可能性を模索し諦めなかった末に幸運を掴むことができたと思っています。そして、南山大学法科大学院への入学当初に抱いた「法律を用いて実際に問題を解決できるようになりたい」という願いを遂げるためのスタートラインに、ようやく立つことができたと思います。

以上

Ⅲ. 募 集 要 項

- 1. 全体の概要
- (1) 「ベーシックコース」(主に1年次生向け)

このコースは、憲法・民法・刑法についての入門的な性格を有するもので、授業の予習・復習のため、また、「法学検定試験ベーシック〈基礎〉コース」など各種試験の受験準備のためなど、広く向学心のある学生のために開講されます。基本的には1年次生を対象としますが、2年次生以上の学生の皆さんにとっても、各種試験の受験準備のために、復習に役立つことでしょう。

(2) 「資格取得民法基礎コース」(主に2年次生・3年次生向け)

このコースは、司法書士、行政書士、宅建など資格取得を目指す人のために設置しました。これら資格試験に 共通する重要科目が民法ですから、夏休みを利用して、民法を重点的に学びましょう。講師は南山出身の現役司 法書士にお願いしています。もちろん、1年次生、4年次生の皆さんも受講できます。

各コースの詳しい内容、申込の日程については、後記、4. 学年別各コース案内を参照してください。 授業形態は、いずれも B21 教室にて対面実施を予定していますが、新型コロナウイルス感染症流行状況等によっては、オンライン等での対応となることがあります。レジュメや教室等のご案内は、当日までに PORTA 個別お知らせにてご案内いたしますので、PORTA は各自こまめにご確認くださいますよう、お願いいたします。

- 2. 申込方法
- (1)「ベーシックコース」・(2)「資格取得民法基礎コース」の申込方法
- ① 「PORTA お知らせ」もしくは右の QR コードから「2023 年度法職特別課外講座 受付フォーム」のページに進み、所定の事項を記入してください。各講座の申込期間にご注意ください。
- ② 下記口座に受講料分の金額をお振込みください。振込手数料はご自身でご負担く ださい。

銀 行 : 三菱UFJ銀行

支 店 : 八事支店

預金種別 : 普通

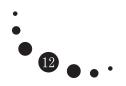
口座番号 : 1511754

口座名義 : 学校法人南山学園 南山大学口

フリガナ : ガク)ナンザンガクエン ナンザンダイガクグチ

口座名義人電話番号 : 052-833-0366

名義の「口」のフリガナが濁点アリの「グチ」であることにご注意ください。



「ベーシックコース」「資格取得民法基礎コース」の受講料および申込日程表

| コース名 | 春学期科目 | 秋学期科目 | 受講料 | 申込開始日 | 申込締切日 |
|-------------|--------------|-----------|-----------|--------|---------|
| ベーシックコース | | 憲 法(全10回) | 5,000円 | 4月1日 | 9月26日 |
| | 民法 I (全 6 回) | 民法Ⅱ(全6回) | 春・秋 | 春 4月1日 | 春 4月24日 |
| | | | 各 3,000 円 | 秋 4月1日 | 秋 10月2日 |
| | | 刑 法(全10回) | 5,000円 | 4月1日 | 11月30日 |
| 資格取得民法基礎コース | 民 法(全15回) | | 7,500円 | 4月1日 | 8月28日 |

3. その他

「法職特別課外講座と正課の授業との関係および 法職特別課外講座とキャリア形成との関係」

正課の授業においては、「憲法」「民法」「刑法」その他法律科目について、学説・判例など基本を学ぶと同時に、それらへの批判的考察の方法を学んでいきます。「法職特別課外講座」のうち、「ベーシックコース」では、そうした正課の授業の予習・復習をおこなうことで、授業内容をしっかりと理解することを主な目的としています。副次的には、法学検定試験や公務員試験なども役立つことになるでしょう。さらに「資格取得民法基礎コース」では、司法書士試験をはじめとする各種資格試験に役立たつ内容を身につけることを目的としています。

キャリア教育(全学)が用意しているのは、職業とは何か、社会人として成長することとは何かなど、皆さんが今後、学生から職業人へと成長・発展していくことを支援するための、キャリア、将来設計教育です。法律学を学ぶ皆さんにとって、学んだことを将来の職業に活かしていくために、どのような職業があり、それらに就くためには、どのような準備をどのような段階で、どの程度することが望ましいのか、法学部として、一定のモデルを示しています。

4. 学年別各コース案内

(1) 1年次生向けコースの案内

大学に入ったばかりの 1 年をどのように過ごすかによって、4 年間の大学生活は大きく変わります。入学したからと言って決して気を緩め過ぎてはいけません。そこで、皆さんの授業に対する不安を取り除き、さらに情熱を持って勉強していく意欲を継続させつつ引き出すために、法職特別課外講座では、1 年次から 3 つのコースを用意しています。何事も「最初が肝心!」です。是非参加してください。

なお、講義は 5 限目の時間帯に実施されます。連絡事項は PORTA に掲載されることがあるので、注意してください。

① ベーシック民法 I (全 6 回): 定員(100 名) 17:25~

担当者:弁護士 北川 喜郎

民法は、法学部における重要科目であり、司法試験やその他の資格試験等においても、試験科目とされています。南山大学の法学部では、「民法総則」「物権法」「担保法」「債権法総論」「契約法 A」「契約法 B」「不法行為法」「家族法(親族)」「家族法(相続)」という合計 9 科目(18 単位)の授業科目で、民法全体を順次学ぶカリキュラムを用意しています。

法学部での授業は通常、重要な条文や制度に関する解説を中心とするため、ともすると民法の全体像が見えにくくなってしまいます。それはあたかも、大樹の全体像を把握しないまま、枝先の一葉を観察しているようなものです。細かな部分を深く理解することもとても大切ですが、民法全体の中での位置づけや、他の条文・制度との関連を意識しないままでの学習では民法がただ難しいだけの存在に感じられ、民法の世界を理解し、その面白さに気づいてもらえないのではないかと思います。

そこで、このベーシックコースでは、主として民法を学び始めたばかりの 1 年生を対象として、民法の見取り図・地図を提供できるよう、民法がどのような法律であるのか、どのような構造になっているのかなどについても、お話をしたいと思います。

【講義概要】

この講義では、そもそも民法とはどのようなことを勉強する科目なのか、そのイメージを持てるように民法全体を視野に入れながら、民法の役割と基本的な考え方から学んでいきたいと思います。この講義の後半では、財産法の仕組みや権利義務の主体、契約の取消しや無効、代理制度などについても、学んでいきたいと思います。

この講義では、講義担当者が法科大学院で学んだ経験や弁護士実務などのお話を交えながら、楽しく民法を学んでいくことを目標にしたいと思います。

| 回数 | 日程 | 授業内容(予定) |
|-----|-----------|--------------|
| 1回 | 4月17日(月) | 民法とは?勉強法など |
| 2 回 | 4月24日(月) | 物権法と債権法 |
| 3 回 | 5月 8日 (月) | 権利主体 |
| 4 回 | 5月15日(月) | 契約の成立要件・有効要件 |
| 5 回 | 6月 5日 (月) | 代理 |
| 6 回 | 6月12日(月) | 講義の復習など |

^{*}定員オーバーになっても、申込み期限までの申込者は、受講できます。詳しくは法学部事務室で確認してください。

担当者:日比 拓也 先生

② ベーシックコース憲法 (全10回): 定員(100名) 17:25~

1年生第3クォーターから正課の学科科目として初めて憲法を勉強することになる学生を主な対象者としています。授業の受け方、自学の仕方から、学科科目の試験の準備の仕方など、授業の予習・復習そして授業で分からなかったことの質問や相談を行います。また法学検定のベーシックやスタンダードのレベルを目安に、各種の資格試験や公務員試験の過去問などを実際に解答してみることで実力を養います。

【講義概要】

この講義は、これから本格的な憲法の勉強を始める前の学生を対象に、自分が学んだことをアウトプットするための「勉強の仕方」を身につけることを目的としています。公務員試験や資格試験、大学の定期試験などで適切に解答するためにはまず、「なにを」「どのように」勉強すればいいのかを学ぶ必要があります。そのためにこの講義では、教科書や判例集をどう扱うべきか、また初学者が陥りがちな「つまずき」をどう回避するかを学びます。また過去の各種試験問題を実際に解いてみて、自分の学習の仕方が間違っていないかを検証します。日頃の学習で疑問に思ったことを質問できる「Q&A」も設けますので、なんでも質問してください。

ひとりよがりの勉強で「学んだつもり・理解したつもり」になってしまわないよう、実践的な知識の身につけ方を学んでください。

| 回数 | 日程 | 授業内容 (予定) |
|------|------------|---------------|
| 1回 | 9月19日 (火) | 憲法の勉強をするための準備 |
| 2 回 | 9月26日(火) | 憲法の定義 |
| 3 回 | 10月 3日 (火) | 平和主義 |
| 4 回 | 10月10日(火) | 法人の人権 |
| 5 回 | 10月17日(火) | 外国人の人権 |
| 6 回 | 10月24日(火) | 「公共の福祉」 |
| 7 回 | 10月31日(火) | 私人間適用 |
| 8 回 | 11月21日(火) | 法の下の平等 |
| 9 回 | 11月28日(火) | 精神的自由と経済的自由 |
| 10 回 | 12月 5日 (火) | 社会権 |

*定員オーバーになっても、申込み期限までの申込者は、受講できます。詳しくは法学部事務室で確認してください。

③ | ベーシック民法 II | : 定員 (100 名) 17:25~

: **定員 (100 名) 17 : 25~ 担当者**: 弁護士 北川 喜郎

【講義概要】

この講義でも引き続き、民法の基本的な部分を楽しく学ぶことを目標にしたいと思います。具体的には、物権変動、契約の種類を学んだ後、債権の効力として問題が生じたときの一つである債務不履行をテーマに勉強します。また、後半では、家族法(親族や相続)の勉強をしたいと思います。

講義では、理解度に応じて、法学検定試験問題を利用して一緒に考えてみたいと思います。

| 回数 | 日程 | 授業内容(予定) |
|-----|------------|----------|
| 1回 | 9月25日(月) | 物権変動 |
| 2 回 | 10月 2日 (月) | 契約の種類 |
| 3 回 | 10月16日(月) | 債務不履行 |
| 4 回 | 10月23日(月) | 親族 |
| 5 回 | 10月30日(月) | 相続 |
| 6 回 | 11月20日(月) | 講義の復習など |

^{*}定員オーバーになっても、申込み期限までの申込者は、受講できます。詳しくは法学部事務室で確認してください。

④ ベーシックコース刑法 (全 10 回): 定員 (100 名) 17:25~ 担当者: 水留 正流 准教授

【講義概要】

「刑法」とは、広い意味でいえば犯罪と刑罰を定義する法律全般のことを指します。みなさんが刑法を実際に使う機会というのは今後とも限られたものになりそうではありますが(かくいう講師も、実生活で直接に刑法のお世話になったことはないといってよさそうです。)、その考え方は、法律を勉強して社会に生きる上で、とりわけ、「何がよくて何がいけないか」とか「ルール違反が生じたときにどうするか」などを考える際に非常に役立つものであって、今後、他の法分野を勉強する上での基礎をもなすこととなります。

そういうわけで、南山大学法学部の1年生になった以上、Q4には全学生が「刑法総論A」を履修しなければなりません。ところが、刑法総論の授業というものは、話の抽象度が高い上にいろいろな話題が相互関連するので、この世界になかなかなじめないという人も中にはいるようです。そこで、授業で学ぶ内容を再確認しながら、自分の言葉で刑法の具体的な問題を処理するスキルを身につけようというのが、この講座の趣旨です。

今年度の「刑法総論A」の指定教科書(シラバスを参照して下さい。)を参照しつつ、この講座ではテキストとして和田俊憲『どこでも刑法#総論』(有斐閣、2019年)を用います。『どこでも刑法』の「1巡目 さくさく」の部分に沿って授業内容を再確認しつつ、なるべくみなさんの頭と手を実際に使って、具体的に事例を処理する練習をしていきましょう。

| 回数 | 日程 | 授業内容 |
|------|------------|----------------|
| 1回 | 11月23日(木) | 犯罪の基本構造 |
| 2 回 | 11月30日(木) | 事例をどのように処理するか |
| 3 回 | 12月 7日 (木) | 要件への当てはめを意識する |
| 4 回 | 12月14日(木) | 因果関係に関わる事例を考える |
| 5 回 | 12月18日(月) | 一歩先へ ①未遂と共犯 |
| 6 回 | 12月21日(木) | 故意に関わる事例を考える |
| 7 回 | 1月11日(木) | 一歩先へ ②罪数 |
| 8回 | 1月15日(月) | 正当防衛に関わる事例を考える |
| 9 回 | 1月18日(木) | 不作為犯に関わる事例を考える |
| 10 回 | 1月22日(月) | 講座のまとめ―総合的事例検討 |

^{*}定員オーバーになっても、申込み期限までの申込者は、受講できます。詳しくは法学部事務室で確認してください。

担当者:司法書士 平野 瞬

(2) 2年次生・3年次生向けコースの案内

⑤ 資格取得民法基礎コース : 定員 (50 名)

司法書士、行政書士、宅建など資格取得を目指す人たちにとって重要な科目となるのが民法です。その民法に焦点を当てて、重点的に学ぶコースを夏期休暇期間中に新設しました。授業を担当するのは、南山大学法学部出身の現役司法書士です。民法だけでなく、司法書士の仕事について、実務経験を踏まえたお話しなどを、あなたも聞いてみませんか。

【講義概要】

重要科目である民法を一通り学習する講義になります。各種試験において、民法は深い知識を要求されますので、資格試験において頻出の分野をピックアップしながら講義を進めていきます。

今回の講義は「資格取得」を視野に入れたものですので、実際の実務での話などを盛り込みながら、資格 試験に対応できるだけの知識を身につけていただきます。

【予習復習】

予習は必要有りません。ただし、講義があったその日のうちに復習をするようにしてください。復習の方法としては、①テキストの該当ページを読みなおす②受験予定の資格試験の過去問の該当箇所を解く等、講義時間と同じくらいの時間をかけて復習をするようにしてください。

【テキスト】

『司法試験・予備試験 逐条テキスト (2) 民法 2023 年版』 定価 2,970 円 (税込) 出版社: 早稲田経営出版 (2022/8/25)

ISBN-10: 484714922X ISBN-13: 978-4847149221

なお、コパン3階「紀伊国屋書店」において1割引きで販売しています。

| 回数 | 日程 | 科目 | 授業内容 |
|------|-----------|----|-------|
| 1 回 | 8月28日(月) | 民 | 総論 |
| 2 回 | 8月28日(月) | 民 | 総論 |
| 3 回 | 8月28日(月) | 民 | 総論 |
| 4 回 | 8月29日 (火) | 民 | 総論 |
| 5 回 | 8月29日 (火) | 民 | 親族・相続 |
| 6 回 | 8月29日 (火) | 民 | 親族・相続 |
| 7 回 | 8月30日(水) | 民 | 親族・相続 |
| 8 回 | 8月30日(水) | 民 | 物権 |
| 9 回 | 8月30日(水) | 民 | 物権 |
| 10 回 | 8月31日 (木) | 民 | 物権 |
| 11 回 | 8月31日 (木) | 民 | 物権 |
| 12 回 | 8月31日 (木) | 民 | 債権 |
| 13 回 | 9月 1日(金) | 民 | 債権 |
| 14 回 | 9月 1日 (金) | 民 | 債権 |
| 15 回 | 9月 1日(金) | 民 | 債権 |

*授業はいずれの日も、3時限(午後1時30分~午後3時)、4時限(午後3時15分~午後4時45分)および5時限(午後5時~午後6時30分)に行います。また、申込み期限を過ぎても、定員に満たない場合は受講できます。詳しくは法学部事務室で確認してください。



Ⅳ. 主要試験案内

みなさんが、比較的受験する機会の多い各種試験の概要を以下に示します。受験希望者は、各々早めに所轄官公庁に問い合わせをし、受験の機会を失わないように注意してください。後述するように、各種試験毎に試験科目にかなり違いがあります(次頁以下の試験内容については、数科目から一定数の科目を選択して解答する場合も多く、必ず受験案内等で確認してください)。受験のための勉強をするに先立って、自分にもっとも適した試験はどれかを充分に考えてください。また、法律や政治関係以外の経済・経営関係の科目が試験科目に含まれている試験も多いので、よく注意して講義を履修してください。

詳しくはキャリア支援室に備えつけの各種試験案内書、および、皆さんに配付される「授業科目履修案内」と「就職のてびき」の該当箇所を参照してください。

受験希望者は、該当する試験のホームページ上の採用情報などを参考に、**各自で最新データを確認してください**。 (なお、以下の各試験の説明は、関係するホームページなどの記載をもとに、一部加筆修正等を施したものです。)

1. 将来の職業として

(1) 司法試験(言うまでもなく、法曹になるための試験です。2011年に「旧」司法試験が終了したため、2012年からは「新」司法試験は「司法試験」になりました。)

| 受験資格 | 法科大学院の課程を修了している者および予備試験に合格した者 | | | |
|------------|-------------------------------|------------------------|--|--|
| 出願時期 | 3月中旬~約 | 3月中旬~約2週間 | | |
| 試験時期 | 短答試験 論文試験 | | | |
| =+E4-11 [] | 短答試験 | 憲法、民法、刑法 | | |
| 試験科目 | 論文試験 | 選択科目、公法系科目、民事系科目、刑事系科目 | | |

★法務省

http://www.moj.go.jp

- ① 司法試験のメニュー http://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index1.html
- ② 令和 5年司法試験の実施日程等について http://www.moj.go.jp/content/001370185.pdf
- ③ 令和 5年司法試験受験案内 http://www.moj.go.jp/content/001387132.pdf
- (2) 国家公務員
 - ★人事院

https://www.jinji.go.jp

- ① 試験情報 https://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/top_siken.html
- ② 2023 年度国家公務員採用試験の概要 https://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/dai_gaiyou.pdf

- (3) 労働基準監督官
 - ① 労働基準監督官採用試験 https://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html
 - ② 2023 年度受験案内 https://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/dl/roudoukijun_zyukenannai.pdf
- (4) 裁判所職員採用総合職試験・一般職試験(裁判所事務官、大卒程度区分)
 - ★裁判所

https://www.courts.go.jp

- ① 裁判所職員採用試験 https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html
- ② 令和 5 年度裁判所職員採用試験日程 https://www.courts.go.jp/saiyo/vc-files/saiyo/2023/R5sikennittei.pdf
- (5) 愛知県職員採用試験(行政職)
 - ★愛知県職員採用情報

https://www.pref.aichi.jp/jinji/syokuin/index.html

試験案内

https://www.pref.aichi.jp/jinji/syokuin/examination/index.html

- (6) 名古屋市職員採用試験(第1類[大学卒業程度・22歳から30歳])
 - ★名古屋市

https://www.city.nagoya.jp/index.html

名古屋市職員採用案内

https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/65-21-0-0-0-0-0-0-0.html

(7)

- ☆ 人事院ホームページ「国家公務員試験採用情報 NAVI」 https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html
- ☆ メールマガジン 「国家公務員試験採用情報 NEWS」 https://www.jinji.go.jp/saiyo/merumaga/mailmagazine/html
- ☆フェイスブック「国家公務員試験採用情報 Facebook」 https://www.facebook.com/jinjiin.saiyo
- ☆インスタグラム「国家公務員試験採用情報 Instagram」 https://www.instagram.com/jinjiin.saiyo/
- ☆ ツイッター「国家公務員試験採用情報 Twitter」 https://twitter.com/jinjiin_saiyo

2. 在学中に受験可能な「資格試験」として

(1) 司法書士試験

司法書士は、司法書士法に基づき他人の依頼を受けて登記または供託に関する手続きの代理および裁判所・検察庁・ 法務局又は地方法務局に提出する書類の作成等の法律事務を業とする国家資格者のことです。さらに、法務大臣が実施する簡裁訴訟代理能力認定考査で認定を受けた司法書士(認定司法書士)は、上記業務のほかに、簡易裁判所における訴訟代理および紛争の目的の価額が裁判所法に定める額(140万円)を超えないものについて相談に応じ、または裁判外の和解について代理すること等の法律事務も業とします。合格率は4~5%前後の難関です。

| 受験資格 | 年齢・性別・学歴 | 年齢・性別・学歴などを問わず、誰でも受験することができます。 | | |
|------|----------------------|--------------------------------|--|--|
| 出願時期 | 5月上旬 | 5月上旬 | | |
| 試験時期 | 1次試験は7月に | 1次試験は7月に、2次試験は10月に行われます。 | | |
| 一次試験 | 筆記試験 | 択一式および記述式 | | |
| 二次試験 | 口 述 試 験 個別面接 | | | |
| 合格基準 | 7割程度の正解(一次試験。毎年変動あり) | | | |

★法務省

http://www.moj.go.jp/

① 司法書士試験

http://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index3.html

② 令和4年度司法書士試験(筆記試験)の実施予定日等について(参考) http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00428.html

(2) 行政書士試験

行政書士は、行政書士法に基づく国家資格者で、他人の依頼を受け報酬を得て、役所に提出する許認可等の申請書類の作成並びに提出手続代理、遺言書等の権利義務、事実証明および契約書の作成等を行います。行政において福祉行政が重視され、国民生活と行政は多くの面に関連を生じることとなり、その結果、住民等が官公署に書類を提出する機会が多くなっています。また、社会生活の複雑高度化等に伴い、その作成に高度の知識を要する書類も増加してきています。行政書士が、官公署に提出する書類等を正確・迅速に作ることにより、国民の生活上の諸権利・諸利益が守られ、行政においても、提出された書類が正確・明瞭に記載されていることにより、効率的な処理が確保されるという公共的利益があるため、行政書士制度の必要性は高いと言われています。2022年度の合格率は12.13%です。

| 受験資格 | 年齢・性別・学歴などを問わず、誰でも受験することができます。 | | |
|------|--|--|--|
| 出願時期 | 7月下旬~8月下旬 | | |
| 試験時期 | 11月第2日曜日7月 | | |
| 試 験 | 筆 記 試 験 択一式(一般知識・法令科目)および記述式(法令科目) | | |
| 合格基準 | 法令等科目の得点が、満点の50%以上、一般知識等科目の得点が、満点の40%以上、 試験全体の得点が、満点の60%以上。 | | |

★一般財団法人行政書士試験研究センター

https://gyosei-shiken.or.jp/

試験の概要

https://gyosei-shiken.or.jp/doc/abstract/abstract.html

20

(3) 宅地建物取引士資格試験(宅建試験)

不動産の取引を行う不動産会社・建設会社の事務所には、従業員5名に1名以上の割合でこの試験に合格し一定の手続きを経た『宅地建物取引士』を置かなければなりません。また近年では金融業界をはじめ他の業界でも不動産部門をもつ企業が増え、この宅地建物取引士を求めていることから、幅広い企業への就職・転職に有利に働く資格といえます。宅地建物取引士の主な業務としては、不動産物件の事前説明や契約書面の確認があります。2022年度の合格率は17.00%です。

| 受験資格 | 年齢・性別・学歴などを問わず、誰でも受験することができます。 | | |
|------|---|--------------------------------|--|
| 出願時期 | 7月 | | |
| 試験時期 | 10月第3日曜日 | | |
| 試 験 | 権利関係(民法・借地借家法など)、法令上基準法など)、税(所得税・固定資産税なる 択 一 式 定評価基準・地価公示法)、宅建業法(宅地要と取引の実務(住宅金融支援機構法・不法など)、土地・建物の形質等 | ビ)、価格の評定(不動産鑑 也建物取引業法)、需給の概 | |
| 合格基準 | 50問中34~38問の正解(毎年変動あり) | | |

★一般財団法人不動産適正取引推進機構

https://www.retio.or.jp/

- ① 宅建試験(概要等)
 - https://www.retio.or.jp/exam/takken_shiken.html
- ② 令和 4 年度宅地建物取引士資格試験について(参考) https://www.retio.or.jp/exam/index.html

(4) 社会保険労務士(社労士)試験

「社会保険労務士」は、労働・社会保険に関する法律、人事・労務管理の専門家として、企業経営の3要素(ヒト・モノ・カネ)のうち、ヒトの採用から退職までの労働・社会保険に関する諸問題、さらに年金の相談に応じる、ヒトに関するエキスパートです。社会保険労務士は、その会社の実情を専門家の目で分析し、きめ細かいコンサルティングを行います。企業の発展を促すことは、労働条件の改善にもつながり、企業の更なる活力を生み出します。2022年8月末日現在、社会保険労務士の登録者数は全国で44,504人です。2022年度の合格率は5.3%です。

| 受験資格 | 4年制大学・短期大学・高等専門学校を卒業した者、4年制大学において62単位以上の卒業 要件単位を修得した者は、年齢・性別・国籍などを問わず、誰でも受験することができます。 | | | |
|------|---|--|--|--|
| 出願時期 | 4月中旬~5月31日まで | | | |
| 試験時期 | 8月下旬 | | | |
| 試験 | 選 択 式 労働基準法及び労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、 お よ び 労働保険の保険料の徴収等に関する法律、健康保険法、厚生年金保険 択 一 式 法、国民年金法、労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識 | | | |
| 合格基準 | 概ね、選択式は各科目 5 問中 3 問以上正解、かつ合計点は40点満点中25問以上正解、択一式 は各科目10点満点中、 4 問以上正解。択一式は70点満点中44問以上の正解が望まれる。(毎年 変動あり) | | | |

★社会保険労務士試験オフィシャルサイト(全国社会保険労務士会連合会試験センター) https://www.sharosi-siken.or.jp/index.html